政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律

(内閣法の一部改正)

第一条 内閣法 (昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

同条第三項中「事務」の下に「(国家戦略局の所掌に属

するものを除く。)」を加える。

第十四条第一項中「三人」を「四人」に改め、

第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条中 「内閣官房」を「この法律に定めるもののほか、 内閣官房」に改め、 同条を第二十五条と

する。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十一条とし、 同条の次に次の二条を加える。

第二十二条 内閣官房に、内閣政務参事を置くことができる。

- 2 内閣政務参事の定数は、政令で定める。
- 3 内 閣 政 (務参事) は、 命を受けて、 内 閣 の重要政策に関する基本的な方針及び閣議に係る重要事項のうち

特定の ものに関する企画及び立案並びに政務に関し、 内閣官房長官、 内閣官房副長官、 国家戦 略 局長及

び国家戦略官を補佐する。

4 内閣政務参事の任免は、内閣総理大臣が行う。

5 第十五条第八項及び第二十条第三項 の規定は内閣政務参事について、 第十五条第九項の規定は常勤の

内閣政務参事について準用する。

第二十三条 内閣官房に、内閣政務調査官を置くことができる。

2 内閣政務調査官の定数は、政令で定める。

3 内 閣 政 務 調 査 官 は、 命を受けて、 内 閣 官房長官、 内 閣 官房 副 長官、 国家戦 略 高 長 国家戦略官及び内

閣 政 務参事に対し、 政務に関し、 必要な情報の提供その 他 の補助を行う。

4 第十五条第八項、 第二十条第三項及び前条第四項の規 定は内閣政務調査官について、 第十五条第九項

の規定は常勤の内閣政務調査官について準用する。

第十九条第 項 中 五人」 を「十人」に改 め、 同条第四項中 「第十五条第三項及び第四 [項] を 「第十五

条第七 項及び第八項」 に、 同同 条第 五 項」 を 同 条第九項」 に改め、 同条を第二十条とする。

第十八条第三項中 「第十五条第三項から第五項まで」 を 「第十五条第七項から第九項まで」 に改め、 同

条を第十九条とする。

第十七条第三項中「第十五条第三項から第五項まで」を「第十五条第七項から第九項まで」に改め、 同

条を第十八条とする。

第十六条第二項中「並びに」の下に 「国家戦略局、」 を加え、 同条第三項中 「前条第三項から第五項ま

で を 「第十五条第七 項から第九項まで」 に改め、 同条を第十七条とする。

第十五条第三項を削 条第四 項中 「国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第九十六条第

り、

同

項、 第九十八条第一 項、 第 九 十九条並びに第百条第 項及び第二項」を 前 条第七項 いから第-九項まで」 に

改め、 $\overline{\mathcal{O}}$ 服務」を削り、 同項を同条第三項とし、 同条第五項を削り、 同条を第十六条とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 内閣官房に、 国家戦略局を置く。

2 国家戦略 局 は、 次に掲げる事務をつかさどる。

経済全般 0 運営の基本方針、 財政運 営の基本、 租税に関する政策の基本及び予算編成の基本方針の

企画 .及び立案並びに総合調整に関する事務

- 前号に掲げるものの ほか、 第十二条第二項第二号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が指定するもの
- 3 国家戦略局に、国家戦略局長を置く。
- 4 \mathcal{O} 中 国 から指名する者をもつて充てる。 家戦 略局長は、 命を受けて国家戦略 局 の事務を掌理するものとし、 内閣総理大臣が内閣官房副長官
- 5 国家戦略局に、国家戦略官一人を置く。

6

玉

家戦

略

官

は、

命を受けて第二項各号に掲げる事務

のうち特定の

ものに参画

政務を処理する。

- 7 玉 家戦 略 官の 任 党は、 内 閣 総 理大臣 \mathcal{O} 申 出により、 内 閣 に お ζ) . て 行う。
- 8 び に第百条第一項及び第二項の規定は、 国 家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第九十六条第一項、 国家戦略官の服務について準用する。 第九十八条第一 項、 第九十九条並
- 9 玉 l家戦· 略官は、 在任中、 内閣総理大臣 の許可が ある場合を除き、 報酬を得て他の職務に従事し、 又は

営利 事業を営み、 その 他金銭上 \mathcal{O} 利益を目的とする業務を行つてはならな

第二条 内閣 府設置法 (平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

內

閣

府

設

置法

 \mathcal{O}

部

改

正

目次中 「第十五条」を「第十五条の二」に、 「経済財政諮問会議」を 「行政刷新会議」 に改める。

第三条第二項中 「関係する施策」 の下に「及び行政の刷新」 を加える。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三 の 二

国民

の視点に立って行う国

びにこれに伴 1 必要となる、 国 地 方公共団 |体及び民間 の役割の 在 り方 0 見直 Ĺ (以 下 行 政 \mathcal{O} 刷 新

の行政に関する予算及び制度その

他国

の行政全般の在り方の刷

新並

」という。)に関する事項

第四条第三項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 行政 の刷 新に関する施策 の実施 0) 推 進 及び関係行 政機関の 事務の連絡調整に関すること。

第四条第三項第五十一号中「基本的事項」を「事項」に改める。

第十 四条第二項中 「大臣 政務官」 を 「前 項 の大臣政務官」 に改め、 同条第三項中 「各大臣政務官」 を「

第一 項 \hat{O} 各大臣政務官」 に改め、 同条第四 項及び第五項中 「大臣政務官」 を 「第一項の大臣政務官」 に改

める。

第三章第二節中第十五条の次に次の一条を加える。

(政務調査官)

第十五条の二 内閣府に、政務調査官を置くことができる。

2 政務調査官の定数は、政令で定める。

3 政 務 調 査官は、 命を受けて、 内閣官房長官、 特命担当大臣、 副大臣及び大臣政務官に対し、 政務

大

臣 委員会等の所掌 に係るものを除く。)に関 必要な情報の提供その 他 の補助 を行う。

4 政務調査官は、非常勤とすることができる。

5 政務調査官の任免は、内閣総理大臣が行う。

6

国 家公務員法第九十六条第一項、 第九十八条第 項、 第九十九条並びに第百条第一 項及び第二項の規

定は、政務調査官の服務について準用する。

7 常勤 \mathcal{O} 政 **終調** 査官は、 在任中、 内 閣総 理大臣 0 許可がある場合を除き、 報酬を得て他の職務に従事し

又は営利事業を営み、 その 他 金銭上の 利 益を目的とする業務を行ってはならない。

第十八条第 項 中 「経済 射 政 諮 間 会 議 を 「行政 刷新会議」 に改める。

第三章第三節第二款第二目を次のように改める。

第二目 行政刷新会議

(所掌事務等)

第十九条 行政刷新会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 内閣総理大臣 の諮問に応じて行政の刷新に関する重要事項について調査審議すること。
- 行政の刷新に関する重要事項に関し、 内閣総理大臣に意見を述べること。
- 三 行 政 \mathcal{O} 刷新に関する重要事項に関する施策の実施を推進すること。
- 2 第九条第 項のに 規定により置か れた特命担当大臣で第四条第一項第三号の二に掲げる事務を掌理する
- ŧ 0 (以下「行政刷新担当大臣」という。) は、 その掌理する事務に係る行政の刷新に関する重要事項
- について、会議に諮問することができる。
- 3 置 か 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、行政刷新担当大臣に対し行うものとし、 れていないときは、 内閣総理大臣に対し行うものとする。 行政刷新担当大臣が
- 4 会議は、 行政刷 新担当大臣が掌理する事務に係る行政の刷新に関する重要事項に関し、 行政刷新担当

大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十条 会議は、議長及び議員十人以内をもって組織する。

(議長)

第二十一条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、 内閣官房長官が、 その職務を代理する。

行政刷新担当大臣が置か れている場合において議長に事 故があるときは、 前項の規定にかかわらず、

4

行政刷新担当大臣が、 内閣官房長官に代わって、 議長の職務を代理する。

(議員)

第二十二条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一内閣官房長官

二 行政刷新担当大臣

三 前二号に掲げるもののほか、 国務大臣のうちから、 内閣総理大臣が指定する者

兀 行政の 刷新について優れた識見を有する者のうちから、 内閣総理大臣が任命する者

2 議 長は、 必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、 同項第一号から第三号

までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、 議案を限って、 議員として、 臨時に会議に参加さ

せることができる。

3 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十三条 前条第一 項第四号に掲げる議員の任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の議員の任期は、

者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(専門委員会)

第二十三条の二 会議は、 専門の事項を調査させるため必要があるときは、 その議決により、 専門委員会

を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、 次に掲げる者をもって充てる。 ただし、 議長は、 必要があると認めるときは

前任

専門委員会の委員として議員を指名することができる。

一 国会議員のうちから、内閣総理大臣が任命する者

当該専門の事項について優れた識見を有する者のうちから、 内閣総理大臣が任命する者

3 委員は、非常勤とする。

4 専門委員会は、 その設置に係る調査が終了したときは、 廃止されるものとする。

(事務局)

第二十三条の三 会議に、 その 事務を処理させるため、 事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、第二十二条第一項第四号に掲げる議員、 内閣府の 副大臣又は第十四条第一項の大臣政務

官その他 の関係の ある他の職を占める内閣府の職員のうちから、 内閣総理大臣が指名する者をもって充

てる。

4 事務局長は、議長の命を受け、局務を掌理する。

(資料提出の要求等)

第二十四条 会議は、 その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係 行政機関 の長に対し

報告を求めることができるほか、 資料の提出、 意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることがで

きる。

2 会議 は、 その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、 前項に規定する者以外の者で

あって審 議 の対象となる事項に関 し識見を有する者に対しても、 必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十五条 第十 九 条か ら前条までに定めるもの のほか、 会議 0 組織及び運営その他会議に関し必要な事

項は、政令で定める。

第四十条第一項中「北方対策本部」の下に 税制調査会」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(税制調査会)

第四十一条の二 税制 調 査 숲 (以下この条において 調 査会」 という。) は、 内閣総理大臣の諮問 に応じ

租税制度に関する事項について調査審議する。

- 2 調 査会は、 会長、 会長代行及び委員二十七人以内をもって組織する。
- 3 会長は、財務大臣をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長代行 は、 総務大臣及び内閣
- 総理大臣が指定する国務大臣をもって充てる。

その職務を代行する。

6

会長代行

行は、

会長を補佐

会長に事

故

があるときは、

会長が、

あらかじめ指名したいずれか

⑦

人が

- 7 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 財務省 の副大臣及び大臣政務官のうち から、 それぞれ内閣総理大臣が指名する者
- 総務省の副大臣及び大臣政務官のうちから、 それぞれ内閣総理大臣が指名する者
- 三 国家戦略局長
- 兀 内 閣 官 房 副 長官 のうち から、 内 閣 総 理 大臣 が 指 名する者
- 五. 各府常 省 財 務省及び総務省を除く。 \mathcal{O} 副大臣のうちから、 当該各府省ごとに内閣総理大臣 一が指名

する者

六 法律で 国務大臣をもってその長に充てることと定められている各委員会の大臣政務官

七 国会議 員 のうち から、 内閣総理大臣が任命する者

8 前 項第七号に掲げる委員は、 非常 勤とする。

9 調 査会 \mathcal{O} 庶務 は 内 閣 府におい 7 財務 省及び 総務省 の協 力を得て処理する。

政 令で定め 10

第

二項

か

ら前

項

までに定めるも

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ほ

か、

調

査 会

 \mathcal{O} 組

織及び運営その

他

調

査会に関

必要な事

項 は

第五 十九 条及び 第六十条を次の ように改める。

(大臣委員会の大臣政務官)

第 五. 十九条 第十四条第一 項に規定するもののほか、 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定め

ら れ てい る各委員会に、 大臣 政務官一人を置くことができる。

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 大臣 |政務 管は、 その 委員会の委員長を助け、 命を受けて政務 を処理する。

3 第 項 \mathcal{O} 大臣 政 務 官の 任免は、 その委員 会の 委員 長 \mathcal{O} 申 出 に 、より、 内 閣 が行う。

4 第十三条第五 項 \mathcal{O} 規定は、 第 項 の大臣政務官について準用する。

第六十条 削除

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行 政組織 法 昭 和二十三年法律第百二十号) の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(政務調査官)

第十九条の二 各省に政務調査官を置くことができる。

- 2 政務調査官の定数は、政令でこれを定める。
- 3 政 務調査官は、 命を受けて、その省の長である大臣並びにその省の副大臣及び大臣政務官に対し、
- 4 政務調査官は、非常勤とすることができる。

務に関

必要な情報の提供その他

の補

助を行う。

- 5 政 務 調 査 官のに 任免は、 その 省の長である大臣 の申出により、 内 閣総理大臣がこれを行う。
- 6 玉 家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第九十六条第 項、 第九· 十八条第 項、 第九十九条並

び に第百条第一項及び第二項の規定は、 政務調査 官 の服務について、 これを準用する。

政

常 勤 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 政 浴調. 査 言は、 在任中、 その省の長である大臣 一の許 可がある場合を除き、 報酬を得て他 \mathcal{O} 職 務

7

に 従 事 又は営利事業を営み、 その他金銭上の 利益を目的とする業務を行つてはならな

(国家公務員法の一部改正)

第四 条 国家公務員 法 (昭和二十二年法律第百二十号) の一部を次のように改正する。

二条第三項中 第五号の三を第五号の四とし、 第五号の二を第五号の三とし、 第五号の次に次の 号を

加える。

五の二 国家戦略官

第二条第三項第八号の次に次の一号を加える。

八 の 二 内閣 政務 参事 及び)内閣 政 務 調 查 官並 び に政務調 査 官

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第五条 特別 職 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 給与 に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) の 一 部を次のように改正す

る。

第一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 国家戦略官

第一条第四十三号の次に次の三号を加える。

四十三の二 常勤の内閣政務参事

四十三の三 常勤の内閣政務調査官

四十三の四 常勤の政務調査官

第一条第四十五号の次に次の三号を加え

四十五の二 非常勤の内閣政務参事

四十五の三 非常勤の内閣政務調査官

四十五の四 非常勤の政務調査官

第三条第 項中 公使」 \mathcal{O} 下に 常 勤 \mathcal{O} 内 閣 政務 参事、 常 勤 \mathcal{O} 内 閣 政 務調 査 官 常勤 \mathcal{O} 政 務 調 査 官

務 を加え、 調 査 官及 び 常勤 秘 書 官に \mathcal{O} 政 務 つ **(**) 調 7 査 育に は 別表 つい 第三 7 は 別 を 表第四 「常勤 に、 \mathcal{O} 内 秘 閣 書官につ 政 務 参 事 ١ ر に 7 0 は別 1 7 表 は 第五」 別 表第三に、 に 改 め、 常 同 勤 条第 \mathcal{O} 内 辺 閣 項 政

第一号を次のように改める。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 次のいずれかに該当するとき。

1 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職 の職員の受け

る俸給月額を定めようとするとき。

口 別 表第三により常勤 \mathcal{O} 內閣 政務参 事 の受ける俸給月額を定め、 又は 別表第四若しくは 前項 \mathcal{O} 規定

に より 常勤 0 内 閣 政 務調査官若 しく は常勤の 政 務 調 査 官 の受け る俸給月額を定めようとするとき。

第三条第 匹 項 第二号中 前 項」 を 「第三項」 に 改 め 同 項第三号中 「別表第三」 を 「別表第五 に 改

同 項 を同 条 第五項とし、 同 条第三 項 \mathcal{O} 次に 次 の <u>ー</u> 項を加え える。

4 常 勤 \mathcal{O} 内 閣 政務 調 査官又は常勤 0 政 務 調 査官の 俸給 月 額 は 特別 の事情に により別表第四に掲げる俸給

月額により難 いときは、 第一 項の規定に か か わらず、 二十五万九千百円を超え同表に掲げる一号俸 :の俸

給月額に満たない範囲内の額とすることができる。

附則 第三項中 別 表第三」 を 「別表第五」 に、 同 条第四 項第三号」 を 同 条第五項第三号」 に改める。

附 則 第四 項 中 内 閣 官房副員 長官」 の 下 に 国家戦略 官 を加 える。

「人事官(人事院総裁を除く。)

に改め

別表第一官職名の欄中「人事官(人事院総裁を除く。)」を

o

る。

別表第三を別表第五とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三 (第三条関係)

| 四二五、〇〇〇円 | 二号俸 | | 望 |
|----------------|------------------|---|--------------------|
| 四七八、〇〇〇円 | 三号俸 | | 動り対象周 |
| 五四四、〇〇〇円 | 四 号 俸 | | 常動の内閣牧务周荃写 |
| 六二一、〇〇〇円 | 五号俸 | | |
| | | 名 | 官職 |
| | | | 別表第四(第三条関係) |
| 七二六、〇〇〇円 | 一 一 号 俸 | | 望 ク ド |
| 八五〇、〇〇〇円 | 二号俸 | | 常動の勺昇牧务参拝 |
| 俸 給 月 額 | | 名 | 官職 |

- 18 -

国会法の 部改 正

第六条 国会法 (昭和二十二年法律第七十九号)

の一部を次のように改正する。

第六十九条第一

項、

第七十条、

第七十一条、

第七十三条及び

第九十六条中 「内閣 官房副長官」 の 下 に 国家戦略官」 を加える。

附 則 第三十九条、

第四十二条第二項ただし書、

施 行 1期日)

第一条 この法律は、 平成二十二年四月一日から施行する。

、議院における証 人の宣誓及び証言等に関する法律及び公職選挙法の一 部改正

次に掲げる法 律 の規定中 「内閣官房副長官」 の 下 に 国家戦 略官」 を加える。

議院に おけ る証 人の宣誓及び証言等に関する法律 昭昭 和二十二年法律第二百二十五号) 第五条第 項

公職 選挙 法 (昭 和二十五年法律第百号) 第八十九条第一 項第一 号

検察審査会法 (I) 部改正)

検察審査 査会法 (昭和二十三年法律第百四十七号) の 一 部を次のように改正する。

第六条第八号中 「委員及び」を 「の委員及び大臣政務官、 _ に改 らめる。

自 衛 隊法 \mathcal{O} 部 改正

第四 条 自 衛 隊 法 (昭 和 <u>-</u> 九年法律第百六十五号) の 一 部を次の ように改正する。

第 一条第 項 中 及 び防 衛大 臣 秘 書 官 乛 防 衛 大臣 秘 書 Ű 防 衛省 \mathcal{O} 政 務 調 査 官 に改め、

を

官

及

同条

第 五. 項 中 防 衛 大 臣 秘 書 官 \mathcal{O} 下に 政 務 調 査 官 を加 える。

日 本 銀 行 法 \mathcal{O} 部 改 正

第五 条 日 本 銀 行 法 (平成九年法律第八十九号) の 一 部を次のように改正する。

第十 九 条第 項中 「第十 九条第二項に規定する経済財政政策担当大臣 (経済財政政策担当大臣」 を

九 条第 項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 置 か れた同項に規定する特命担当大臣 ー で 同 法第四条第 項 第 号から第三号まで

に 掲 げ る事 務 を掌 理す るもの (当該: 特 命 担当大臣」 に改 め、 \neg 次項に お 7 て 経 済 射 政 政 策 担当大臣

とい . う。 を 削 り、 同 · 条第二 項 中 経 済 財 政 政 策担当大臣」 を 「前 項に .規定する特命担当大臣 (当該: 特命

担当大臣 が置 カン れ て 1 ないときは、 内閣 総 理大臣) に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

第六条 経済産業省設置法 (平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二削除

第十二条第二項中 「第四条第一項第二号、 第十三号」を 「第四条第一 項第十三号」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 (平成十六年法律第六十三号) の一部を次のように改正す

る。

第十五条第一項第三号ハ中「及び別表第二」を「から別表第三まで」に改める。

理由

び税 政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、 制 調査会をそれぞれ設置するとともに、 国家戦略官等の新たな政治任用職を設ける等の必要がある。 内閣官房に国家戦略局を、 内閣府に行政刷新会議及

れが、この法律案を提出する理由である。